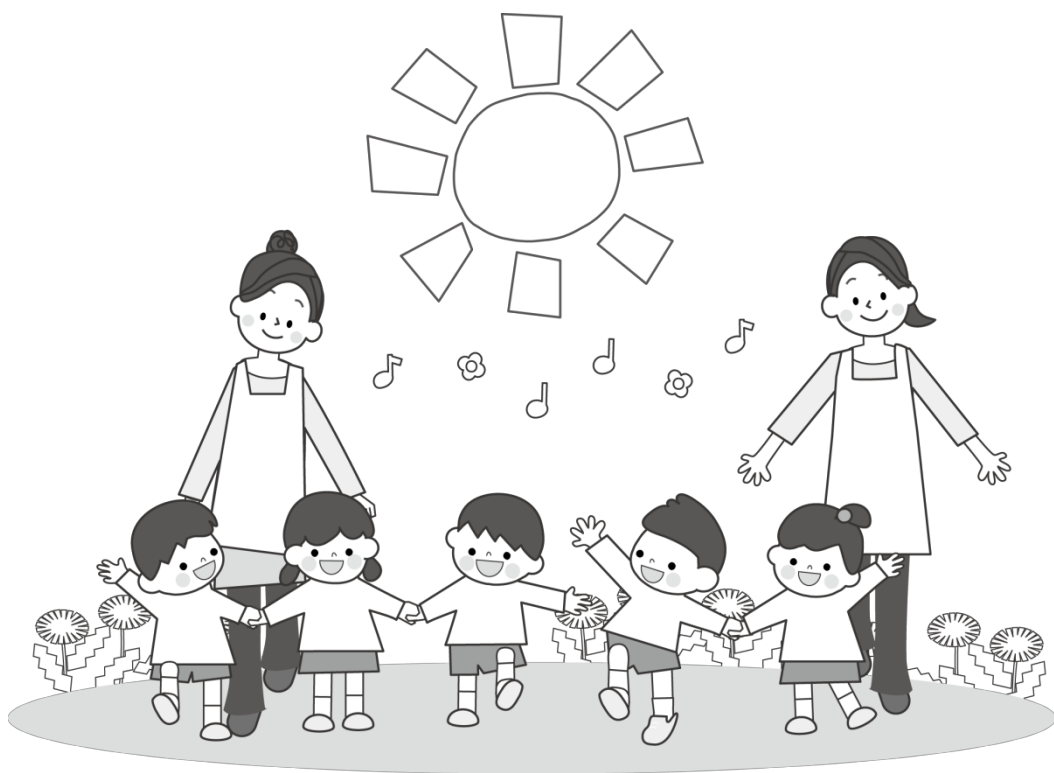


平成30年度 保育所等入所案内



吉岡町役場健康福祉課

《平成27年4月開始の子ども子育て支援新制度について》

○給付の仕組みが変わりました

幼稚園や認可保育所には保護者が負担する保育料以外にも各施設の運営に必要な費用が給付されています。この給付はこれまで、文部科学省と厚生労働省に分かれていましたが、新制度では内閣府に統一されます。なお、教育・保育に要する費用として確実に充てるため、今までと同じように給付は町から幼稚園や認可保育所に直接支払う仕組みです。

○給付の対象施設

給付の対象となる施設は次のとおりです。

・**保育所**・・・保護者の委託を受けて、保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。このため「育児の為」、「小学校入学準備のため」、「集団生活を経験させるため」、「幼児教育の場として利用したいため」などの理由だけでは、入所することはできません。

・**幼稚園**・・・3歳から小学校入学までの幼児が、集団生活の中で心身の発達を図り、小学校以降の学習の基盤を培うことを目的とした「学校」です。

※幼稚園については、新制度に移行した園と、移行していない園とがあります。移行していない園については、今までどおりの給付の仕組み（就園奨励費）となります。

以降の幼稚園についての記載は、特別な断りのない限り、移行した幼稚園についての記載となります。

・**認定こども園**・・・幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。認定こども園には幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つの類型があります。

○給付の対象施設を利用するためには、町へ認定申請を行い認定証の交付を受けていただく必要があります。交付された認定書に応じて施設の利用ができます。

1号認定・・・保育を必要としない3歳以上の児童

2号認定・・・保育を必要とする3歳以上の児童

3号認定・・・保育を必要とする3歳未満の児童

年齢については各年度4月1日における年齢になります。年度内に誕生日を迎えても、その年度は4月1日における年齢で〇歳児となります。

保育を必要とする・しないの基準については以下をご参照ください。

○各施設の申し込み方法について

保育所(園)・・・対象は2号、3号認定者(保育を必要とする児童)

申し込みについては、町へ申請してください。詳細については、次ページ以降をご覧ください。

幼稚園・・・・・・対象は1号認定(保育を必要としない3歳以上の児童)また、2号認定の方もお申し込み可能です。申し込みについては、希望する園へ直接申請してください。

認定子ども園・・・対象は1号～3号認定者。幼稚園部分(1号認定)の申し込み手続きは幼稚園と同様です。希望の園に直接お申し込みください。また、2号認定の方もお申し込み可能です。保育所(園)部分(2,3号認定)の申し込み手続きは、保育所と同様になります。

※現在、新制度に移行していない私立幼稚園においては、園ごとに決まっている保育料を園へ直接お支払いしていただいているところですが、新制度に移行する幼稚園・認定子ども園については、市町村の定める保育料を園へ直接お支払いしていただくこととなります。

《保育所への申し込みについて(2,3号認定)》

○申し込みの出来る児童

以下の全てを満たす方が申込みをすることができます。

- 1 保護者・申込児童が吉岡町に住所のある方(ただし、入所予定月の1日までに転入予定の方も申込み出来ることがありますので転入予定の方は問い合わせをお願いします。)(産休・育休明け(育児休業法に基づくもの)で職場に復職するため、年度途中利用開始を希望する方は、母子手帳発行後であれば、お子様が出生していなくても申請していただくことが出来ます。)
- 2 集団保育を行う上で、支障のないこと。
- 3 同居の方全員(60歳未満の方)が、次のうちいずれかに該当し、児童を保育する者がいないと認められた場合。(就労を理由とする場合は月64時間以上(例:週4日、1日4時間))
 - (1)就労等
家庭外労働:児童の保護者が家庭の外で仕事をしているため、その児童の保育ができない場合
家庭内労働:児童の保護者が家庭で家事以外の仕事をしているため、その児童の保育ができない場合
 - (2)妊娠・出産:児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合(産前・産後8週ずつとなります。)
 - (3)疾病・障害:児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合
 - (4)介護等:児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたって
いるため、その児童の保育ができない場合
 - (5)災害復旧:火災や、風水害や、地震などの不幸があり、居宅を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
 - (6)求職活動:児童の親が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合(入所後3ヶ月以内に就労証明書をご提出していただく必要があります。)
 - (7)就学:児童の親が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合
 - (8)虐待やDVを受けている場合(公的機関の発行する証明が必要です)

○申込について

《30年度入所希望の一斉申込日》

日にち:10月3日(火)~5日(木)

時 間:午前9時~11時30分/午後1時30分~4時30分

場 所:役場2階大会議室

※都合のつかない方は 10月6日(金)~31日(火)まで(土日祝祭日を除く)健康福祉課こども福祉室で受付を行います。10月末で一度締め切りますので、平成30年4月~平成31年3月の入所を希望される方は、必ず申込みをして下さい。

○入所について

保育所等への入所申込者数は毎年定員を超えており、申し込みをしていただいた全ての方が、希望の日、希望の保育所に入所できるとは限りません。定員を超える申し込みがあった場合は、選考により保育の必要性の度合いが高いと認められる順に入所していただきます。

【ご注意】

- ・先着順ではありませんので、入所待ちをしていただいている期間の長さは選考に関係しません。

○申込方法

町内の保育所等を希望される方は、常時申し込みをお受けできますので吉岡町役場健康福祉課こども福祉室の窓口へ必要書類をお持ちください。ただし、次年度の申し込みについては、一斉申込終了後しかお受けできません。また、基本的に入所希望月の前月10日に締め切りを行います(一斉申し込みはこの限りではありません)。

町外の保育所等を希望される方は、手続き方法が異なる可能性がありますので一度お問い合わせください。

【ご注意】

- ・入所選考については、提出された書類を参考に行いますので、書類に不備のある場合は、入所選考の対象となりません。

- ・提出された書類で内容の確認が取れない、若しくは疑義のある場合は追加資料の提出のお願いや、勤務先等への電話等による調査をさせていただくことがあります。
- ・育児休業は、保育に欠ける要件に該当しませんので、その間に入所できません。保育所等へ入所しているお子さんの保護者が育休を取得する場合、入所しているお子さんは原則として(産後期間終了後)退所となります。ただし、出産日から1年以内に復職を予定されている方は、その期間も継続して入所できます。
- ・就労開始日の決定している方については、就労開始日が月の前半(15日まで)であれば前月1日、後半であれば当月1日からの入所を希望していただくことができます。

○保育所等の見学について

町内では、全園に見学の受け入れを行っていただいておりますので、直接保育所等にお問い合わせください。

○退所について

現在、入所・退所については、**毎月1日を基準**とさせていただいております。1日に在所していれば1ヶ月分の保育料がかかります。また、休所という制度はございませんので長期でお休みすることが分かっている場合などは一度退所をしていただくこととなります。

○保育の実施期間について

保育所等については、最長で入所年度の年度末までとなります。ただし、年度の途中でも入所要件を満たさなくなった場合は、退所となります。

また、次に掲げる入所要件には、それぞれ別の保育期間が設定されます。

1. 求職中・・・入所日から3ヶ月以内

保育の実施期間中に就労証明書等の保育に欠ける事由を証する書類の提出をされた方は、保育の実施期間が延長されます。

2. 産前産後・・・出産予定月とその前後2ヶ月の計5ヶ月以内

○申し込みに必要な書類

兄弟姉妹の入所を同時に行う場合は、入所申込書は児童 1 人につき 1 枚必要です。

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
兼保育関係施設利用申込書(児童 1 人につき 1 部)

2. 保育を必要とする事由を証する書類

保育を必要とする状況を証する書類の提出が必要ですが、状況により異なりますのでご注意ください。原則として、父母の証明のみとなりますが、状況によりその他の人の証明をお願いすることがありますので、その際にご協力をお願いします。

保護者の状況	証明書類	備 考
お勤めの方 (就労内定者を含む)	就労証明書	指定の用紙でご提出ください。
農業の方	就労証明書	民生委員または就労者の就労の状況をよく知る方の証明が必要です。
自営業の方	就労証明書	民生委員または就労者の就労の状況をよく知る方の証明が必要です。
出産前後の方	母子健康手帳の写し	出産予定日を確認します。
病気、けが、精神若しくは身体に障害を有している方	診断書または障害者手帳等の写し等	
家庭内の親族を常に介護している	診断書、介護保険証または障害者手帳等の写し等	
就学している場合	在学証明書や講座の受講証の写し	時間割等の就学時間の分かるものも一緒にご提出ください。
求職中の方		入所後 3 ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。

3. 保育料の算定に必要な課税関係書類

○保育料について

保育料は、保育関係施設を利用する児童の父母(生計の中心が同居の祖父母等の場合は祖父母等も含む。)の平成 29 年度、平成 30 年度の市町村民税額により決定します。

保育料は、基本的に児童の父母の収入で決定することになりますが、次の①、②のいずれかの場合は、祖父母等の家計の中心者の収入も保育料の算定に含めることになります。

- ① 祖父母等が入所児童を税申告上の扶養としている場合
- ② 祖父母等と同居していて、父と母の平成 29 年中の収入が両方とも 103 万円未満の場合(同居の実態は、あくまでも生活実態に基づきますので、住民票の世帯分離により保育料の算定が変わることはありません。)

☆「保育標準時間」と「保育短時間」の認定区分によって金額が異なります。

保育料は次のように決定されます。

- (1)4 月分から 8 月分までの保育料
平成 29 年度の市町村民税額により決定。
- (2)9 月分以降の保育料
平成 30 年度の市町村民税額により決定。
(※調整控除を除く税額控除適用前の額)

○ご提出いただく書類

(1)平成 29 年 1 月 1 日及び平成 30 年 1 月 1 日に吉岡町にお住まいの方
吉岡町に税情報が存在するため、課税台帳の調査をさせていただき保育料を決定いたしますので、特に提出していただく書類はありません。

(2)平成 29 年 1 月 1 日に吉岡町にお住まいでない方
・平成 29 年度の市町村民税額が分かる書類
※平成 29 年度所得課税証明書や市町村民税・県民税の決定通知書など
(平成 29 年 1 月 1 日の住所地で取得することが出来ます)

(3)平成 30 年 1 月 1 日に吉岡町にお住まいでない方
・平成 30 年度の市町村民税額が分かる書類
※平成 30 年度所得課税証明書や市町村民税・県民税の決定通知書など
(平成 30 年 1 月 1 日の住所地で取得することが出来ます)

※所得のみが記載されている所得証明書では情報が足りません。ご注意ください。

上記書類の発行時期は各自治体によって異なりますので(平成30年6月頃が多いようです)、平成30年1月1日の住所地の自治体へお問い合わせください。

【ご注意】

- ・上記の平成29年1月1日、平成30年1月1日ともに該当する方は、両方の提出をお願いします。
 - ・上記の書類以外に、保育料の算定に必要な書類が生じた場合は、提出をお願いする場合があります。
 - ・平成30年度の保育料は、父母及び家計の中心者の平成29年度、平成30年度の収入(市町村民税の額)及び児童の年齢で決定されます。
 - ・保育料は月額になります(日割り計算は行っておりません)。
 - ・毎月1日に在籍している場合はその月分の保育料がかかります。
 - ・単身赴任等の別居状態にあった場合でも、婚姻継続中については父母両方の収入で保育料を算定します。
 - ・平成29年度は、第3子以降保育料無料化の事業を3歳未満児に限り実施しています。(平成30年度以降も実施予定です。)
 - ・保育関係施設を利用していただくために負担をしていただく額を収入によって決定するため、海外での収入等の課税権がない収入についても、保育料の計算に算入することになります。
- 雇用者から送っていただく給与支払報告書(源泉徴収票)、ご本人にしてください確定申告の結果が、保育料の算定の基になりますので、会社での年末調整、ご本人が行う確定申告は、間違いのないように行ってください。年少扶養については、原則市町村民税の額には関係ありませんが、保育料には影響する可能性がありますので、特に注意して下さい。
- 年度途中で修正申告等により市町村民税額等に変更があった場合は、申し出いただいた翌月から変更となりますので、速やかに申し出てください。

◎入園仮決定通知又は不承諾通知を1月中に、入園本決定通知は平成30年3月上旬にお送りします。

2. 納入方法

保育料の支払い期限は、原則毎月月末です(土曜、日曜、祝日等の場合は翌営業日)。口座振替による支払いをお願いしています。入所決定のとき、口座振替依頼書を同封しますので、記入、押印のうえ口座振替を行う金融機関に提出をお願いいたします。依頼書の控えが、役場に届き次第口座振替になります。振替開始に伴う通知等の発送は現在行っておりません。

【口座振替取扱金融機関】

群馬銀行、北群渋川農業協同組合、東和銀行、しののめ信用金庫、
北群馬信用金庫、かみつけ信用組合、利根郡信用金庫、中央労働金庫、
ゆうちょ銀行

【ご注意】

- ・振替日は月末です。(月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日)
- ・残高不足等で振替ができなかった場合、再度振替をすることは出来ません。
「納入通知書」が発行されますので、その納付書にて期日までに納付書裏面に記載されている各金融機関又は、役場にて納付してください。

《町内保育所》

- ・第一保育園(社会福祉法人吉岡会)

住所：吉岡町大字上野田 331-1

TEL：0279-54-7125

開園時間：平日 7:30～18:30、土曜日 7:30～16:30

短時間保育：平日・土曜日 8:30～16:30

定員	保育目標
130 人	健康で明るい子 仲良く遊べる子 生活の決まりを守りがんばる子



- ・第二保育園(社会福祉法人吉岡会)

住所：吉岡町大字北下 249

TEL：0279-54-5312

開園時間：平日 7:30～18:30、土曜日 8:00～16:30

短時間保育：平日・土曜日 8:15～16:15

定員	保育目標
120 人	健康で明るい子 友達とよく遊べる子 すなおでやさしい子



- ・第三保育園(社会福祉法人吉岡会)

住所：吉岡町大字大久保 3581-1

TEL：0279-54-1121

開園時間：平日 7:00～19:00、土曜日 7:30～16:30

短時間保育：平日・土曜日 8:15～16:15

※18:00～19:00 は延長保育になります。

別途延長保育料がかかります。

定員	保育目標
110 人	健康な子供 素直な子供 思いやりのある子供 ねばり強い子供



・ 第四保育園(社会福祉法人吉岡会)

住所：吉岡町大字漆原 813

TEL：0279-54-4708

開園時間：平日 7:00～19:00、土曜日 7:30～17:00

短時間保育：平日・土曜日 8:15～16:15

※18:00～19:00 は延長保育になります。

別途延長保育料がかかります。



定員	保育目標
200 人	強くてたくましい子供 明るく素直な子供 物を大切にする子供

・ 第五保育園(社会福祉法人吉岡会)

住所：吉岡町大字大久保 1204-1

TEL：0279-54-2605

開園時間：平日 7:30～18:30、土曜日 7:30～16:00

短時間保育：平日・土曜日 8:00～16:00



定員	保育目標
100 人	じょうぶな身体元気な子 みんなと仲良く遊べる子 あいさつができる子

◎短時間認定を受けた方が各施設の短時間保育の時間を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

◎開園時間や一日の保育スケジュールは園により若干異なりますので、入園を希望する保育園に直接お問い合わせください。

《町内認定こども園》

- ・ 幼保連携型認定こども園

駒寄幼稚園(学校法人 栗原学園)

住所：吉岡町大字漆原 953-1

TEL：0279-54-7144

保育時間：

☆1号認定（3歳以上児・幼稚園目的）

平日 8:30～14:30

☆2・3号認定（保育園目的）

標準時間保育：平日 7:30～18:30 土曜日 実情に応じて決定

短時間保育：平日 8:00～16:00 土曜日 実情に応じて決定



定員	保育目標
225人	自主性のある規律正しい子 明朗活発な子 すすんで考える子 粘り強い子

◎1号認定の方でも『預かり保育』の利用で保育時間の延長は可能です。その際は別途延長保育料がかかります。

◎保育料以外の徴収額や保育スケジュール等については幼稚園に直接お問い合わせください。

